

平成26年11月23日
内閣府（防災担当）平成26年長野県北部地震に係る
災害救助法の適用について
【第2報】

1. 災害の概要

平成26年長野県北部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【長野県】 北安曇郡白馬村 （きたあづみぐんはくばむら） 北安曇郡小谷村 （きたあづみぐんおたりむら） <u>上水内郡小川村</u> <u>（かみみのちぐんおがわむら）</u>	11月22日	平成26年11月22日の長野県北部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、大橋、山内
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）